

「ムーンショット型農林水産研究開発事業」
令和7年度評価実施要領

第1 趣旨

「ムーンショット型農林水産研究開発事業」（以下「本事業」という。）の令和7年度評価は、本評価実施要領に定めるところにより実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 ムーンショット型農林水産研究開発事業のプロジェクトに関する評価及びプログラムに関する評価（プロジェクト評価の妥当性の評価を含む。以下同じ。）を実施するため、基礎的委託研究事業実施規程（15 規程第 73 号）第 11 条第3項に基づき、評議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家等により構成するものとする。ただし、プログラムに関する評価を行う委員会は、委員のうち、プログラムディレクター（以下「PD」という。）及び PD に対してプログラム全体の推進に関する助言を行う役割を有する委員を除き構成するものとする。またプログラムに関する評価を行う委員のうち、プロジェクト評価の妥当性の評価を行う委員は、プロジェクトに関する評価は行わない。なお、外部専門家等は、次の条件を満たすものとする。
 - (1) ムーンショット型農林水産研究開発事業に係る運営管理委員会設置要領（令和2年2月21日付け元農会第753号農林水産技術会議事務局長）」に規定する運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - (2) 評価に係る研究開発項目について十分な学識又は知見と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
 - (3) その氏名、所属の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。

- 3 プロジェクトに関する評価を行う委員会の委員長は PD とし、プログラムに関する評価を行う委員会の委員長は委員の中から互選により決定する。

- 4 公正で透明な評価を行う観点から、評価対象課題の試験研究計画と利害関係を有する者は参加できない。利害関係を有する場合とは、委員が次の

- (1) から (7) のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 当該試験研究計画の中で PM 及び本事業参画者となっている場合。
 - (2) 当該試験研究計画の PM 及び本事業参画者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - (3) 当該試験研究計画の PM 及び本事業参画者と親族関係にある場合。
 - (4) 当該試験研究計画の PM 及び本事業参画者と直接的な競争関係にある場合。
 - (5) 当該試験研究計画の PM 及び本事業参画者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - (6) 当該試験研究計画の PM 及び本事業参画者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - (7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

5 評価対象課題の試験研究計画につき利害関係を有する委員は、評価の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。

6 プログラムに関する評価を行う委員会の委員長及びプロジェクト評価妥当性の評価を行う委員は、当該評価を行った年度と同一年度にプロジェクトに関する評価を行うことはできない。

7 委員長は、委員会の議事を主宰するものとする。ただし、委員長が第2の4に該当しているため当該評価に参加しない場合、若しくは委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を遂行する。

8 委員は、審査により知りえた情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 プロジェクトに関する評価

1 令和7年度のプロジェクトに関する評価は以下の(1)～(3)の手順で行うものとする。

(1) 生研支援センター所長は、令和7年度のプロジェクトに関する評価（6年目評価）を実施するため、委員会を開催するものとする。

(2) PM は、生研支援センターからの指示に沿って、必要書類の提出、委員

会での説明及び委員との質疑応答を行う（資料の詳細、提出期日等詳細は別途、生研支援センターが定める。）。

(3) 委員は、令和7年度のプロジェクトに関する評価にあつては、別紙1の「ムーンショット型農林水産研究開発事業令和7年度評価基準（6年目評価）」に基づき、プロジェクトに関する評価を行い、別紙2の「ムーンショット型農林水産研究開発事業令和7年度評価シート（6年目評価）」に結果を記入する。

2 生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。

3 評価の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。

第4 プログラムに関する評価

1 令和7年度のプログラムに関する評価は以下の(1)～(3)の手順で行うものとする。

(1) 生研支援センター所長は、令和7年度プログラムに関する評価を実施するため、委員会を開催するものとする。

(2) PD 及び生研支援センターは、別途定める資料を作成し、委員会における説明及び委員との質疑応答を行う。

(3) 委員は、令和7年度のプログラムに関する評価にあつては、別紙1の「ムーンショット型農林水産研究開発事業令和7年度評価基準（6年目評価）」に基づき、プログラムに関する評価を行い、別紙2の「ムーンショット型農林水産研究開発事業令和7年度評価シート（6年目評価）」に結果を記入する。

2 生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。

3 評価の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。

第5 評価結果の取り扱い

1 生研支援センター所長は、委員会の評価結果を農林水産省運営管理委員会及び内閣府戦略推進会議に報告する。

2 生研支援センター所長は、評価結果、農林水産省運営管理委員会及び内閣

府戦略推進会議からの助言等を踏まえ、PD と協議した上で、プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等（以下、「ポートフォリオの見直し」という。）の案を作成する。

- 3 生研支援センター所長は、前項のポートフォリオの見直しの案について農林水産省運営管理委員会に諮り、承認を得た上で決定する。
- 4 生研支援センターは、評価結果を、ポートフォリオの見直しにどのように反映したかどうかについて、ウェブサイトで公表する。

第6 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、生研支援センター所長が定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附則

この要領は、令和7年10月15日より施行する。

ムーンショット型農林水産研究開発事業 令和7年度評価基準(6年目評価)

1. プロジェクト評価

評価の視点のうち【2,4,5,6,7,8,9,10,11】については、これまでの実績を評価する。また、【1,3】については、今後の対応方針(目標達成のシナリオの点検状況、課題等の整理状況とそれらの対応方針)を評価する。

評価の視点 【指針・評価の視点】	評価の考え方
1 MS目標達成等に向けたプロジェクトの目標や内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年のムーンショット目標5の達成に向けたシナリオが明確に説明できているか ・令和8年度までの2年間に自立(※)または自立した体制の見通しを掲げたプロジェクトの運営目標について、その内容を明確に説明できているか ・7年目KPIの内容を明確に説明できているか ・2030年目標について、ムーンショット研究に加えてムーンショットから派生した研究により達成する目標として構成し、その内容を明確に説明できているか。また、2030年に開発・実証するプロトタイプの内容は明確か (※)起業・外部資金調達、標準化、他のプロジェクトへの展開のうち一つ以上を達成すること
2 プロジェクトの目標に向けた進捗状況(特に国内外とも比較)	<ul style="list-style-type: none"> ・1の実現に向けて、進捗しているか(プロジェクト全体及び研究項目ごとの実績それぞれを評価。評価に際しては、論文数、特許等出願件数、広報・取材等数も参照) ・7年目KPIの達成に向けて進捗しているか ・国内外のライバルの研究状況とそれを踏まえた強み・弱みを把握した上で、シナリオの見直しや技術課題の重点化等を行っているか
3 プロジェクトの目標に向けた今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外のライバルの研究状況とそれを踏まえた強み・弱みを把握した上で、今後の達成見通しが描けているか ・令和8年度までの2年間に自立(※)すること又は自立した体制を構築する見通しが得られているか (※)起業・外部資金調達、標準化、他のプロジェクトへの展開のうち一つ以上を達成すること
4 研究開発体制の構築状況	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な体制の構築、プロジェクト内の資金配分等が適切に行われたか
5 PMのプロジェクトマネジメントの状況(機動性・柔軟性等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の研究開発動向を踏まえ、機動的かつ柔軟的にプロジェクトの実施方針の見直しを行ったか ・前回の評価及びそれ以降に示された付帯事項や意見等がある場合、これらに対応したか (参考(CSTI5年目評価付帯事項) 知財・標準化戦略(オープンクローズ戦略)の策定 若手研究者がプロジェクトに積極的に参画できる環境の構築および人材育成の推進
6 研究データの保存、共有、公開の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・データマネジメントプランに基づき、研究データの保存、共有、公開等を適切に行ったか
7 産業界との連携・橋渡しの状況(民間資金の獲得状況(マッチング)、スピアウトを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間等からの資金提供や投資を受け研究開発、事業を進める体制づくりを行ったか(実績を伴っているか)
8 国際連携による効果的かつ効率的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ポートフォリオの戦略を踏まえ、必要とされる国際連携を積極的かつ効果的に推進したか(実績を伴っているか)
9 大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・既存技術に置き換わるこれまでにない技術等であるといえるか
10 研究資金の効果的・効率的な活用(官民の役割分担を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・受け皿となる民間企業の探索や民間資金を活用するよう努めたか
11 国民との科学・技術対話に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会に対して分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動(国民との科学・技術対話)を行ったか (参考(CSTI5年目評価付帯事項) 社会変容につながる取り組みや社会受容性の向上に向け、各種イベント活用など、消費者や生産者との対話促進

2. プログラム評価

評価の視点のうち【1,2,4,5,6,7,8,9,10,11】については、これまでの実績を評価する。また、【3】については、今後の対応方針(目標達成のシナリオの点検状況、課題等の整理状況とそれらの対応方針)を評価する。

評価の視点 【指針・評価の視点】	評価の考え方
1 MS目標達成等に向けたポートフォリオの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のプロジェクト構成は適切か、プロジェクトの目的や解決手法が明確になっているか <p>（参考（CSTI5年目評価付帯事項） 国際情勢や技術動向を整理し、挑戦的な研究開発を含め機動的なポートフォリオの見直し</p>
2 MS目標達成等に向けたプログラムの研究開発の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・6年度目として、課題の進捗は順調か
3 MS目標達成等に向けたプログラムの研究開発の今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の社会から求められるニーズに合致するものとなっているか。起業や事業化を含め、確実な発展のスキームを描けているか
4 PDのマネジメントの状況（ポートフォリオ管理、PMへの指揮・監督、機動性・柔軟性等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・PMに対して、統一的な指揮・監督を行ったか ・プログラム全体において、機動的な見直しが行われたか
5 産業界との連携・橋渡しの状況（民間資金の獲得状況（マッチング）、スピンアウトを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・PDはPMに対して産業界との連携・橋渡しを支援したか ・プログラム内において産業界との連携事例はあるか
6 国際連携による効果的かつ効率的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム全体において、国際連携を推進するための取組が行われたか ・国際連携を推進するよう指導・監督したか
7 大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・挑戦的な研究開発を積極的に推進し、失敗も許容しながら革新的な研究成果が生み出されるよう、指揮・監督したか
8 研究資金の効果的・効率的な活用（官民の役割分担を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・成功の見込みや研究成果を総合的に勘案し資金配分したか ・研究内容を客観的に評価し、受け皿となる民間企業を探索したり民間資金を活用するよう主導したか
9 国民との科学・技術対話に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会に対して分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動を行ったか <p>（参考（CSTI5年目評価付帯事項） 社会変容につながる取り組みや社会受容性の向上に向け、各種イベント活用など、消費者や生産者との対話促進</p>
10 研究推進法人のPD/PM等の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進法人は、PDの意向に応え、PDが行う活動を適切に支援したか ・外部有識者等の助言等を受けられる環境を整備したか ・各PMが行う知的財産マネジメントや広報等の取組を適切に支援したか ・専門人材の支援を受けられる体制を作り、適時支援等を行ったか ・社会との双方向のコミュニケーション活動の支援等を行ったか <p>（参考（CSTI5年目評価付帯事項） 他制度や各戦略との連携や役割の明確化 知財・標準化戦略（オープンクローズ戦略）の策定</p>
11 プロジェクト評価の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトに関する評価は妥当か

評議委員氏名	
評価課題名 (ドロップダウンリストから選択してください)	

1. プロジェクト評価

評価の視点【指針・評価の視点】	肯定的意見	改善すべき点
1. MS目標達成等に向けたプロジェクトの目標や内容の妥当性	高く評価できるor評価できる ※理由 例:・・・について、・・・であることから高く評価できる。	一部評価できない点があるor全く評価できない ※理由 例:・・・については、・・・であることから、・・・のように改善すべき。
2. プロジェクトの目標に向けた進捗状況(特に国内外とも比較)		
3. プロジェクトの目標に向けた今後の見通し		
4. 研究開発体制の構築状況		
5. PMのプロジェクトマネジメントの状況(機動性・柔軟性等を含む)		
6. 研究データの保存、共有、公開の状況		
7. 産業界との連携・橋渡しの状況(民間資金の獲得状況(マッチング)、スピンアウトを含む)		
8. 国際連携による効果的かつ効率的な推進		
9. 大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取組		
10. 研究資金の効果的・効率的な活用(官民の役割分担を含む)		
11. 国民との科学・技術対話に関する取組		
12. 総評		

2. プログラム評価（本項目は1評議委員につき1回の記入で結構です）

評価の視点【指針・評価の視点】	肯定的意見	改善すべき点
1. MS目標達成等に向けたポートフォリオの妥当性	高く評価できるor評価できる ※理由 例：・・・について、・・・であることから評価できる。	一部評価できない点があるor全く評価できない ※理由 例：・・・については、・・・であることから、・・・のように改善すべき。
2. MS目標達成等に向けたプログラムの研究開発の進捗状況		
3. MS目標達成等に向けたプログラムの研究開発の今後の見通し		
4. PDのマネジメントの状況（ポートフォリオ管理、PMへの指揮・監督、機動性・柔軟性等を含む）		
5. 産業界との連携・橋渡しの状況（民間資金の獲得状況（マッチング）、スピリアウトを含む）		
6. 国際連携による効果的かつ効率的な推進		
7. 大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取組		
8. 研究資金の効果的・効率的な活用（官民の役割分担を含む）		
9. 国民との科学・技術対話に関する取組		
10. 研究推進法人のPD/PM等の活動に対する支援		
11. プロジェクト評価の妥当性		